

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
【告示】	○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新	健康推進課		【正誤】	○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請
	○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退	〃			〃
	○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定	障害福祉課			○ 公有水面埋立竣功認可の正誤
	○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新	〃			
	○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退	〃			
	○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出	〃			
	○ 指定障害福祉サービスの事業者の指定	〃			
	○ 指定居宅サービス事業者等の指定	長寿社会課			
	○ 指定居宅介護支援事業者の指定	〃			
	○ 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則の変更の認可	水産課			
【公告】	○ 道路の区域変更	〃			〃
	○ 道路の供用開始	道路整備課			港湾課

◎岡山県告示第四百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十九年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称	所 在 地	更新年月日
らくだ薬局茶屋町店	倉敷市茶屋町四九四一六	平成二十九年十月一日
成羽かわかみ薬局	高梁市成羽町下原三二六一一	平成二十九年十月一日
イオン薬局倉敷店	倉敷市水江一	平成二十九年十月一日
城山薬局	玉野市深井町一一一三	平成二十九年十月一日
東児薬局	玉野市東田井地一三九八	平成二十九年十月一日
エスマイル薬局立脇店	浅口市鴨方町深田九九〇一四	平成二十九年十月一日
メロン薬局	井原市七日市町一〇二	平成二十九年十月一日
エスマイル薬局やかげ店	小田郡矢掛町矢掛二六八八一五	平成二十九年十月一日
エスマイル薬局鶴山店	津山市川崎一七五六一二二	平成二十九年十月一日
エスマイル薬局さつき店	津山市押入一一三六一一六	平成二十九年十月一日
高橋薬局	津山市加茂町桑原七〇一一	平成二十九年十月一日
エスマイル薬局高梁店	高梁市南町七九一一	平成二十九年十月一日
エスマイル薬局成羽店	高梁市成羽町下原四一二	平成二十九年十月一日
エスマイル薬局ほのぼの店	総社市富原三四五一二	平成二十九年十月一日
つくし薬局	総社市中央三丁目一一一〇一	平成二十九年十月一日
ウイズ薬局児島店	倉敷市児島味野一一一〇九	平成二十九年十月一日
どんぐり薬局	倉敷市黒崎二六一一	平成二十九年十月一日

◎岡山県告示第四百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

カインド薬局老松

倉敷市老松町三一―一二―二三

平成二十九年十月一日

郷奉メンタルクリニック北園

津山市北園町四〇―一二

平成二十九年十月一日

◎岡山県告示第四百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十月三日

指定した医療機関

名 称

のぞみ薬局たかの店

所 在 地

津山市高野本郷一四一五―三

担当する医療の種類

調剤

指定年月日

平成二十九年十月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

◎岡山県告示第四百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十九年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関名 称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
タカヤクリニツク	井原市高屋町三―二四―一〇	腎臓	平成二十九年十月一日
メロン薬局	井原市七日市町一〇二	調剤	平成二十九年十月一日
高橋薬局	津山市加茂町桑原七〇―一	調剤	平成二十九年十月一日
エスマイル薬局高梁店	高梁市南町七九―一	調剤	平成二十九年十月一日
エスマイル薬局鶴山店	津山市川崎一七五六―二二	調剤	平成二十九年十月一日
エスマイル薬局立脇店	浅口市鴨方町深田九九〇―四	調剤	平成二十九年十月一日
城山薬局	玉野市深井町一―一三	調剤	平成二十九年十月一日
東児薬局	玉野市東田井地一三九八	調剤	平成二十九年十月一日
エスマイル薬局ほのぼの店	総社市富原三四五―二	調剤	平成二十九年十月一日
エスマイル薬局やかげ店	小田郡矢掛町矢掛二六八八―五	調剤	平成二十九年十月一日
エスマイル薬局さつき店	津山市押入一―三六―一六	調剤	平成二十九年十月一日
ザグザグ薬局下市店	赤磐市下市三六四―三	調剤	平成二十九年十月一日

◎岡山県告示第四百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所在地

担当する医療の種類

辞退年月日

きたぞの薬局川崎店

津山市川崎一六六一四

調剤

平成二十九年七月三十一日

平成29年10月3日 岡山県公報 第11928号

◎岡山県告示第四百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十九年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

自立訓練事業所エール赤磐

2 所在地

赤磐市山陽四丁目五番地二二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

まごのて村株式会社

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町箕輪六五六番地一

三 指定年月日

平成二十九年十月一日

四 事業所番号

三三一―三〇〇二〇〇

五 サービスの種類

自立訓練（生活訓練）

平成29年10月3日 岡山県公報 第11928号

◎岡山県告示第四百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

サンキ・ウエルビー介護センター備前

2 所在地

備前市東片上五一四番一二号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

サンキ・ウエルビー株式会社

2 主たる事務所の所在地

広島県広島市西区商工センター六丁目一番一號

三 廃止年月日

平成二十九年九月三十日

四 事業所番号

三三一一一〇〇一五四

五 サービスの種類

同行援護

◎岡山県告示第四百九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十九年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

作東寮養護老人ホーム

2 所在地

岡山県美作市川北一〇八九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人幸輝会

2 所在地

岡山県岡山市中区国府市場九八五番地一

三 指定年月日

平成二十九年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇八七五

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホーム作東寮

2 所在地

岡山県美作市川北一〇八九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1	名称
	社会福祉法人幸輝会
2	所在地
	岡山県岡山市中区国府市場九八五番地一
3	指定年月日
	平成二十九年十月一日
4	介護保険事業所番号
	三三七三七〇〇八八三
5	サービスの種類
	短期入所生活介護
	介護予防短期入所生活介護

◎岡山県告示第四百九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十九年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

エルジオ ケアプランセンター

2 所在地

岡山県玉野市日比五丁目九番七号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社エルジオ

2 所在地

岡山県玉野市日比五丁目九番七号

三 指定年月日

平成二十九年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一四七七

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所 イトウ

2 所在地

岡山県津山市小原一四四一五 鶴山コーポ一〇一号室

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社イトウ

平成29年10月3日 岡山県公報 第11928号

2 所在地

岡山県津山市小原一四四―五 鶴山コーポ一〇一号室

三 指定年月日

平成二十九年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二三五二

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所エール！

2 所在地

岡山県玉野市玉六丁目一八番七号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社岡崎建材

2 所在地

岡山県玉野市玉六丁目一八番七号

三 指定年月日

平成二十九年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一四八五

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第四百九十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、次のとおり内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者の定める遊漁規則の変更を認可した。

平成二十九年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 漁業権者の名称及び所在地

1 名 称 高梁川漁業協同組合

2 所在地 高梁市鉄砲町五二

二 漁業権の免許番号

内共第十一号

三 認可に係る変更の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに倉敷市、総社市及び高梁市の各市役所並びに吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成三十年一月一日

◎岡山県告示第四百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 四八二号
- 三 道路の区域

区 域		新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市蒜山吉田字スリバチ五三三番四地 先から 真庭市蒜山吉田字坊主田四五二番一地先 まで		新	九・三〇 一五・六	一一二・〇
真庭市蒜山吉田字スリバチ五三三番四地 先から 真庭市蒜山吉田字坊主田四五二番一地先 まで		旧	九・三〇 一五・六	一一二・〇
真庭市蒜山吉田字スリバチ五三三番四地 先から 真庭市蒜山吉田字常藤森ノ元五三四番一 を経て 真庭市蒜山吉田字坊主田四五二番一地先 まで		旧	一〇・八〇 一二・七	一二七・〇

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 四八六号
三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員	延長
小田郡矢掛町東三成字川原谷五二三番二地先から 小田郡矢掛町東三成字川原谷五〇六番二地先まで		新		一二・三 一二・八	二三・三
小田郡矢掛町東三成字川原谷五二三番二地先から 小田郡矢掛町東三成字川原谷五〇六番二地先まで		旧		一〇・八	二三・三

一 道路の種類 県道
二 路線名 芳井油木線
三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員	延長
井原市芳井町川相字金屋二二三〇番一地先から 井原市芳井町川相字金屋ノ上二二三四番		新		七・五 一三・五	二〇三・三

一 道路の種類 県道
二 路線名 工門勝央線
三 道路の区域

六地先まで	井原市芳井町川相字金屋二二三〇番一 地先から 井原市芳井町川相字金屋ノ上二二三 四番六地先まで
旧	六・五 一三・五
	二〇三・三

区 域	津山市田熊字中土井一一四六番七地 先から 津山市田熊字中土井一一四六番八地 先まで
新 旧 別	新
幅 員 (メートル)	一一・一 一六・七
延 長 (メートル)	一九・六

区 域	津山市田熊字中土井一一四六番七地 先から 津山市田熊字中土井一一四六番八地 先まで
旧	
幅 員 (メートル)	一二・一 一六・七
延 長 (メートル)	一九・六

◎岡山県告示第四百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四八六号	小田郡矢掛町東三成字川原谷五二三番二地先から 小田郡矢掛町東三成字川原谷五〇六番二地先まで	平成二十九年十月三日
県道	芳井油木線	井原市芳井町川相字金屋二一三〇番一地先から 井原市芳井町川相字金屋ノ上二二三四番六地先まで	

〔四二七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十九年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年九月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人一宮小あおぞら児童クラブ

三 代表者の氏名

若林 哲也

四 主たる事務所の所在地

津山市東一宮八七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民、特に子ども及びその保護者の方々に対して、児童保育サービスの提供及び施設運営等に関する事業等を行い、子どもの健全育成と地域における子育て支援に寄与することを目的とする。

〔四二八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十九年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年九月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人U N O I C H I 実行委員会

三 代表者の氏名

小倉 理史

四 主たる事務所の所在地

玉野市築港一丁目二番

五 定款に記載された目的

この法人は、宇野港を中心に瀬戸内海をはじめ「海・港・船」で繋がる世界中の人々に対して、地域の魅力を発信し人と人が繋がる事業を行い、海事思想の普及や地域の賑わいの創出や観光振興、これらの活動を通じて次世代を担う若者の健全育成に寄与することを目的とする。

〔二二〕 平成二十三年四月二十八日付け公布岡山県告示第三百七号（公有水面埋立^{しゅん}竣^{しゅん}功認可）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
二・終わりが ら四	2,877.64㎡	2,737.62㎡
二・終わりが ら三	768.23㎡	908.25㎡